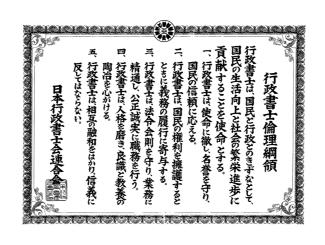


目次

ステイホーム週間~	~「武士道」を読んでおうちで	過ごす	副会長	子安	幸代… 1
労働者の休業に関	車する法的問題		弁護士	下出	太平… 2
親子鑑定と検査の引	á制	元名城大学大学院	法務研究科教授	松倉	耕作… 5
お知らせコーナー	風俗営業許可申請等における	「補助者」の取扱いについて	_		8
	ライブラリ研修動画一覧				9
	ライブラリ研修申込書				11
	業務相談会のお知らせ				12
	業務相談会申込書				13
会員訪問記(名南	支部 元木 広行会員)		会報委員	長崎	隆均…14
支部だより					15
事務局だより					20
会員の動向 新規	登録入会者の紹介 他				21
コスモスあいちコ-	-ナー				28
あとがき			••••		29



ステイホーム週間

~「武士道」を読んでおうちで過ごす

副会長 子安 幸代

随分以前のことになりますが、サッカーの本田圭 佑選手が海外移籍した時のインタビューの中で、外 国人記者からサムライ魂とは何かと問われ、サムラ イに会ったことがないので、と笑いを誘いながらも、 決して諦めず、しっかりとした規律を持ち、自分自 身もそれを体現しようとしている、それがサムライ 魂ではないか、と答えていました。私はこの場面を 何かの番組で見た時、海外メディアから「サムライ」 という言葉を投げかけられたことに改めて驚くとと もに、遠く離れたイタリアの地で、武士が消えた今 でも日本人がサムライのイメージで見られていると いうことがずっと記憶に残っていました。そこで、 外国人に多大なる影響を与えたと言われる、新渡戸 稲造氏の「BUSIDO The Soul of Japan – 日本の魂」 の訳本をステイホームの期間を活用して、じっくり 読んでみることにしました。

武士道を支える「義・勇・仁・礼・誠・名誉・忠義」の教え1つ1つが興味深いことはもちろんですが、武士道の源流・特性について、日本の武士道と西洋の騎士道とが、比較しながら書かれているところにも興味を魅かれました。

著者は、フランスの学者ド・ラ・マズリエールが16世紀の日本人の印象について語っている論評の中で、ニーチェの言葉を引用している部分、「アジアでは人間性を語ることはその平原を語ることであるが、日本ではヨーロッパと同様に、その人間性は山岳によって表される、といえるだろう」とヨーロッパ人との共通する認識を紹介する一方で、バラを称賛するヨーロッパ人とは相いれないことを、本居宣長が詠んだ

敷島の大和心をひととはば 朝日に匂う山桜花

から、「日本民族が最も愛した花」である国民性の象 徴である「桜」に「大和魂」を見出して日本の独自 性にも言及しています。

著者が、桜のように「大和魂」は「滅びやすく」
「永久に消え去ってしまうのか。」とその先行きを
案ずるように述べていますが、年月がたった今でも、
「サムライ・ジャパン」、「サムライ魂」、というよう
に「サムライ」の表現は武士道精神、日本人を象徴
する言葉としてスポーツ界ではよく用いられている
ことからもわかるように、また、冒頭で紹介した本
田選手が武士道を自らの行動で表わすと答えている
ことからも、武士道精神は静かにそして確かに受け
継がれているように感じます。

今回のパンデミックによって、2020年東京で開催されるはずだったオリンピック・パラリンピックが延期されることとなり、アスリートに大きな試練を課しました。その課された大きな試練は、もちろんアスリートにだけではありません。ただ、これまで、アスリートが躍動する姿に多くの人が武士道精神を感じ、感動する場面があったことを思うとき、私たちの中にも「武士道」が息づいているのではないかと思います。

「武士道は、無意識の抵抗できない力として、日本 国民の一人ひとりを動かしてきた。」

「過去も現在も、わが国民を鼓舞する精神であり、 原動力なのである。」

(「武士道」岬龍一訳版162·163頁)

今こそ自分の中の「武士道」の断片をかき集め自己を動かす活力とし、この難局を乗り切ったその先で、この「武士道」が体現される感動の舞台を多くの人と共有、共感したいと心から願ってやみません。

「武士道 新渡戸稲造著

岬龍一郎訳 PHP出版 2003年 奈良本辰也訳·解説三笠書房 1997年

労働者の休業に関連する法的問題

弁護士 下出 太平

1 はじめに

- (1) 新型コロナウイルスによる混乱が生じています。今回は、これに関連して、会社(雇用主)が事業を休業する場合や労働者が会社を休みたいと申し出た場合に生ずる法的問題について、主として会社の目線から解説します。
- (2) ただし、あくまで法的にどうなるかという問題に絞っての話になりますので、今回のコロナに関連する国や地方公共団体による助成金などの有無などについては、別途ご確認いただきますようお願いします。
- 2 会社が休業する場合の法的関係
- (1) 会社が事業全体を休業する場合や個別に労働者に休業を命じる場合は、様々な理由があります。法的には、その理由によって労働者の会社に対する賃金請求権の有無が変わってきます。会社としては休業する理由が法的にみて①賃金も休業手当もまったく支払わなくてよいケース、②休業手当(賃金の60%以上)を支払うべきケース、③賃金を全額支払うべきケース、という3つのどのケースに該当するのかを正しく判断し対応することが求められます。
- (2) ここで確認しておくべきは民法536条と労働 基準法26条の規定です。民法536条1項では、 「当事者双方の責めに帰することができない事 由により債務の履行が不能となったときは、債 務者は反対給付を受ける権利を失う。」、さらに、

民法536条2項には、「債権者の責めに帰するべき事由により、債務の履行が不能となったときは、債務者は反対給付を受ける権利を失わない。」とされています。

これを労働関係の場面に当てはめると、会社、 労働者どちらの責任でもない事情によって会社 が休業せざるを得ず、労働者が仕事をできない 状況に陥ったときは、労働者は賃金請求をする ことができなくなりますが、会社の問題によっ て休業となり労働者が仕事ができないのであれ ば、労働者は、会社に賃金を100%請求すること ができることになります。

他方で、労働基準法26条には、「使用者の責め に帰するべき事由により休業となったときは、 使用者は60%以上の休業手当を支払わなければ ならない。」とされており、同じような概念が別 の法律で規定されています。

この点を整理すると、民法536条 2 項に規定されている「債権者の責めに帰するべき事由」と労基法26条に規定されている「使用者の責めに帰するべき事由」は概念が異なっており、前者は、会社の故意・過失および信義則上これと同一視すべき事由と解釈されているの対して、後者は労働者保護の観点から前者を含むより広い概念と解釈されています。イメージしやすいように図にまとめると以下のようになります。

- 当事者双方の責めに帰することができない事由による休業(民法536条1項)-

⇒ ① 賃金、休業手当いずれも支払不要

具体的には天災地変、自然現象、これらに準ずる程度の不可抗力による休業

- 使用者の責めに帰すべき事由による休業(労基法26条)-

⇒ ② 60%以上の休業手当の支払が必要

会社に過失があるとはいえないまでも、不可抗力とはいえないような事情がある場合。具体的には、機械の検査、原料の不足、資材入手困難、監督官庁の勧告による操業停止、経営不振により仕事がない、製品が売れない、労働者不足といった経営上の事情による休業の場合。

- 債権者(会社)の責めに帰すべき事由による休業(民法536条2項)

⇒ ③ 100%の賃金支払が必要

債権者の故意・過失および信義則上これと同視すべき事由がある場合。

典型的には、労働者を解雇して出勤させていなかったが、事後的に解雇無効となった場合の出勤停止期間の賃金。

(3) 具体的なケースを想定してみていきます。ま ず、①賃金や休業手当をまったく支払わなくて よいケースというのは、典型的には震災などで 工場が潰れてしまい操業自体が物理的に不可能 な場合です。このような場合には、会社はどう やっても休業せざるを得ませんので、民法536 条1項が規定するところの、「当事者双方の責 めに帰することができない事由」による休業と なり、労働者の賃金請求権もなくなります。そ れ以外には、労働者の健康診断結果に基づき、 就業をさせることができないと判断されるケー スなどです。しかし、こういったケースはかな り限定的に解釈されており、他方で、図にも記 載したとおり、経営上の障害による休業の場合 は、後述する休業手当を支払うべき典型的なケ ースと考えられています。

今回のコロナの関係でいえば、緊急事態宣言 によって営業自粛を要請された職種については、 あくまで物理的不能ではなく、自粛要請にはし たがわず事業を行う選択肢もあり得ます。そこ で、この場合は、「当事者双方の責めに帰するこ とができない」のか「使用者の責めに帰すべき」 なのか、これが天災地変と並ぶような不可抗力 なのか、経営上の障害というべきものかという 限界がどこにあるか最も悩ましい判断になりま す。新型インフルエンザ対策ガイドラインによ れば、自粛を要請された業種であっても、事業 を継続する判断を前提とする記述があり、必ず しも「自粛要請」されたから直ちに賃金・休業 手当の支払義務なしとはならないと考えられま す。この点を抽象化していえば、会社の事業内 容や自粛要請の切迫性、コロナの蔓延状況、労 働者がコロナウイルスに罹患した場合に会社に 与える影響、休業によって労働者が被る不利益 の内容・程度、他の労働者や同一職場の就労者 との均衡、事前・事後の説明・交渉の有無およ びその具体的内容といった諸事情を総合的に考 慮して決まるということになります。最終的に 法律に則ってどう判断されるかの予測可能性が 難しく、悩ましい判断といえます。

(4) ②休業手当を支払うべきケースとしては前述のとおり、広く経営上の障害により休業する場合です。会社に過失があるとはいえず、経営者の視点からみると少し厳しく感じるような場合、たとえば、外的要因による不景気によって事業を一時的に休業せざるを得ないようなときでも、

それは使用者の責めに帰すべき事由 (労働者の 責任とはいえない事由) となる可能性がある点 で注意が必要です。

この観点からすると、今回のコロナによって 自粛を要請されたわけではなく、不景気により 休業するというようなケースにおいては、休業 手当の支払は免れないと考えられるケースはそ れなりにあると思われます。

- (5) ③賃金の全額を払わなければならないケース は、典型的には、労働者を解雇したものの事後 的に解雇が無効となった場合です。その場合、 勤務させなかった期間については、休業手当で はなく、賃金全額の支払いが必要となります。 コロナの関連でいえば、特に自粛を要請されて いるわけでもなく、多少の売上の低下などがあ ったとしても、客観的にみて休業の必要がない にも関わらず、これを理由に特定の労働者に休 業を命じるようなケースが考えられます。この 場合は、特定の労働者に対する嫌がらせという べきものなので、当然といえます。なお、休業 を命じるために休業の必要性があることは当然 ですが、労働者間の公平性等にも配慮しておか なければ、恣意的な人事と捉えられ、故意また は過失があったとして、100%の支払を請求さ れる可能性があります。
- (6) その他の事例として、発熱した労働者が勤務を希望するのに対して休業を命じる場合の賃金の支払義務はどうなるでしょうか。通常の場合は、勤務が可能な程度の発熱であれば直ちに休業を命じるということはないと思いますので、単にこれだけの事情によって、休業を命じて無給とすることは難しいと考えられ、少なくとも休業手当の支払は必要になる可能性が高いです。逆に、勤務させるのに不適当な高熱であったりコロナウイルスに罹患した疑いが高いのであれば、出勤停止として無給とする余地はあります。ただし、会社としては客観的に十分な根拠を確認しておく必要があり、その線引きの判断は悩ましいでしょう。

家族がコロナウイルスに感染したという事情がある労働者が出勤を希望する場合に、休業させるときも同じように悩ましいところです。これも、コロナウイルス罹患の疑いの高さによりますが、本人にまったく症状が出ていない状態で当然に無給とすることが許されるわけではなく、具体的な状況に即して考える必要がありま

す。

- 3 労働者の理由で休む場合の法的関係
 - (1) 労働者の事情によって会社を休む場合、たとえば、労働者が体調不良を理由に休みたいと申し出た場合などについて、就業規則で病欠についての定めをしていればそれに従うことになりますが、原則は、ノーワークノーペイとして無給になります。労働者が有給休暇を取得するのであれば、それにしたがい賃金を支払うことになりますが、有給休暇の取得はあくまで労働者の権利ですので、会社から労働者に有給休暇の取得を強制することはできません。

コロナの関係でも、労働者が発熱などを理由 に休むのであれば、労働者側の理由による休業 となりますので、原則として無給となります。

(2) 労働者がコロナに感染することを恐れて出社しない場合について考えてみます。

ここでの問題としては、このような場合にも 職場への出勤命令を出せるか、拒否した場合を 業務命令違反として懲戒の対象とできるのか、 賃金はどうなるかということがあります。

まず、出勤命令が適法といえるかどうかについての判例の考え方によれば、「業務に伴う通常の危険を越える生命身体に対する危険がある業務命令は、拒否することができる。」とされています。その観点からすると、会社として十分な感染防止措置を施しておくことが適法に出勤を命じる前提となります。逆に感染リスクを排除するに必要な労働環境を構築しているのであれば、使用者は労働者に業務命令として適法に出社を命じることができると考えられます。

しかし、これに加えて懲戒の対象とできるのかというのはさらに検討すべき問題といえます。 労働契約法第15条は、「労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。」と定めており、懲戒処分に関して、①客観的に合理的な理由があること、②社会通念上相当であることの2つを挙げています。しかし、コロナウイルスの感染リスクの捉え方には様々な見解がありうるところであり、十分な知見が明らかになっているとはいえない状況では、労働者が感染リスクを恐れることにも理由があります。また、仮に職種として在宅勤務が可能なのであれば、無理に 出社を命じる必要性も低いことから、出勤命令への違反を理由として懲戒処分を下すのは相当性を欠くと判断される可能性が高いといえるでしょう。

次に、賃金の支払についてはどうなるでしょうか。出勤命令が適法であるという前提で考えると、原則として職場へ出勤することが求められる職種では、出勤しない以上、欠勤扱いとせざるを得ず、賃金の支払義務はないと考えられます。

- (3) それでは、先の場合に労働者が在宅勤務なら できるとしてこれへの切り替えを要求した場合 に会社が切替の義務を負うかどうかですが、労 働契約において、職場への出勤が前提になって いるのであれば、在宅勤務に切り替えることを 会社が義務づけられるものではないと考えられ ます。事務作業であれば、家でもできることは あるかもしれませんが、セキュリティの問題も ありますし、労働時間の管理等も困難となりま す。単に家でやれるのだからといって労働者の 求めに対して応じる義務まではないと思われま す。したがって、このような要求があった場合 でも無給とすることは可能と考えられますが、 こうした緊急事態において、労使双方が十分に 理解し合うという観点からは、在宅勤務に切り 替えるなど会社として配慮することが望ましい と考えられます。
- 4 これまであまり想定したことのない事態が起き ているため、判例もこれまでと同じような判断が されるかどうか分かりません。会社側としては、 少なくとも判断に至る過程について、十分な検討 を行い、根拠をもって説明できるよう準備してお くことが大事であるといえるでしょう。

以上

親子鑑定と検査の強制

DNA父子鑑定は国民にも知られてきている。 1990年ころから東京家庭裁判所で採用され始めて、 今日では各地の家庭裁判所でも利用されている。しかし、裁判所の命令でDNA父子鑑定を強制することができない。強制する法的根拠を欠いているからである。ではあるが認知訴訟や嫡出否認訴訟の場面で、父子鑑定において魔法の杖の役割が期待できる状況にある。今回は、この問題を取り上げてみよう。

1 出自訴訟をめぐる状況の変化

(1) 対象となる場面

諸外国における親子鑑定のための「検査強制」を 定める規定は、「出自訴訟」たとえば嫡出否認、認知 訴訟の領域において、適用がある。検査強制を取り 巻く状況が、30年前に比べて著しく変化してきてい る。その変化は、つぎのように要約することができ る。

- ① 最近30年間での父子鑑定技術の進展には、目を 見張るものがある。
- ② 各国の親子法の領域では、検査を強制する制度が法定されつつある。
- ③ 真実志向を最も明確に強化させたのは、人工生殖の領域である。次々に制定される諸外国の法制においては、とくに人工授精において、「父を知る権利」を認める方向性が打ち出されている。
 - (2) 検査強制とわが国での状況
 - 1)検査強制についてのわが学会の結論

「父子関係」の存否が争われる場面において、関係当事者に対して血液検査等強制することはできない(通説、わが法の下では、検査の強制は困難であるとされる。解釈論としても、強制手段はない、とされる。内田貴『民法4』2004年、204頁)。真実の親を知ることができる制度を確立する意味での真実志向について、本格的に論ずべき時期に来ているのではないだろうか。

元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作

2) 外国での法改正の背景

①鑑定技術の進歩に対応して、ドイツなどの諸外国において、父子鑑定が可能となったのは、「DNA (親子)鑑定」をめぐる鑑定技術の進歩と係わりが深い。なぜなら結果(父子関係の存否)を導くことができない場面での検査強制は、ナンセンスだからである。

3) 知る権利の拡大

検査強制を制度として認めることは、機能において、「父を知る権利」を担保することに役立つ。「強制」を認めることは、親子法全体において「父を知る権利」を強める機能がある。

ことに人工生殖の領域での「父を知る権利」の保証は、世界的な広がりを見せている。詳細は、すべて別稿(後掲文献)に譲ることとする。

2 父子鑑定の方法と手続 外国法が良き模範を提供してくれている。

(1) オーストリア法

検査の「方法」につき、規定によると、科学的に 承認された方法に従って試料を採取し、採集にあた り、ガイドラインに従うことになる。鑑定の方法な どについては、比較法上の意義が少なくない。

(2) 父子鑑定の準則――ドイツの場合

ドイツでは、「出自鑑定を行うための指導要綱」が存在する。鑑定のガイドラインは、「血清学および遺伝学研究所」が連邦医師会の協力のもとで定められたものである(2002年4月発効)。同研究所の地位、同指導要綱の性格などは知ることができなかったが、連邦司法省作成の「政府草案」で言及されるものであるので、相応の重要性を有するであろう。

その概要をごく簡単に示せば、「指導要綱」は5つの柱から構成される。すなわち、目的・鑑定・鑑定の執行・鑑定人の資格・発効、などである。発行・施行を除く3項目について補足しておこう。

第1に、目的については、「血族関係を確定または

否定する出自鑑定を目的とする。」と規定される。 つまり、「指導要綱」は出自鑑定を対象とするガイド ラインである。

第2に、鑑定の申請の項では、被検者の同一性、 試料と試料の採取、解析に用いる方法、鑑定書に記 載すべき事柄、鑑定の結論(父性の不存在など)な どを明記すべき旨が規定され、父性確率が99.9%以 上の場合には、父性が存在すると導かれる旨も明記 される。

第3に、鑑定の執行の項では、鑑定を行う機関となれる物的要件など、鑑定を行う人の活動に関する義務(専門医師の指導と監督に服すべき義務など)、研究所の所長の守るべき義務など、採取した試料の扱い(たとえば、採血、転送、保管などの扱い)、試料の保存期間、解析の判断基準、などが規定される。

(3) 父子鑑定の準則とスイスの場合

2002年9月11日付けスイス鑑定手続に関する法案「人の遺伝的検査についての連邦法」が提示されていた。別稿にて、その概要を素描していたが(梶村・徳田編『家事事件手続 法』第2版、2007年、とくに344頁以下)、2007年2月には、検査や鑑定に係わる法律・命令が施行されている。

第2に検査の対象につき、遺伝的な検査を行うには、医学的、労働、保険、賠償責任などの領域のほかに、出自の解明(および人の同一性など。この部分は、おもに刑事事件での利用を想定している)を判定するためにも、DNA情報の検査・鑑定を行うことができる旨明記された(同法1条2項1文)。なかでも、「第2章 遺伝的検査のための一般原則(4条-9条)」や、「第3章 医学の領域での遺伝的検査(10条-20条)」などが、参考資料となるであろう。

第3に、出自の解明に関する規定(31条以下)によれば、つぎの項目が法定される。DNAプロフィールを作成するさいには、被検査者の健康状態や個性に配慮すべし、DNAプロフィールを作成する施設やプローブをとりだす医師の特定を要する。抽出したプローブをほかの目的に利用してはならない、官庁手続きで行うさいの民事手続・行政手続、官庁手続外で行う出自の解明などが列記されている。

(4) 日本の場合

第1に、「日本法医学学会」の指針(1997年公表)が基本理念について参考となる。

第2に、適用の範囲につき、嫡出否認や認知訴訟などの親子事件において、血統の確定に必要なかぎりで、ことに血液型検査のために血液試料の採取を受忍すべき義務がある。正当な事由に基づく検査拒否が認められる。

第3に、協力義務者は、「何人も」被検者となりうる。争いの当事者が、義務者であるのが通例であるが、その親族なども含みうることについては、異論がない(裁判例では、死亡した男性〔子の父〕の両親に協力を命じた例がみられる)。

第4に、検査を拒否できる正当事由について、ドイツの下記裁判例は、貴重な情報を提供している。

証人や当事者が刑事上の訴追(例えば偽証罪で) を受けるおそれがあるときには、検査拒絶の正当事 由となる。子(原告) Xが、Y男(被告)が自分の 父であることの確認を訴求した事件において、Y男 は懐胎期におけるA女(子Xの母)との性関係を否 定した。そこで裁判所は、Y男の兄弟であるB男に 血液検査命令 (HLA検査) を命じた (念のために補 足すれば、DNA検査が開発されたのは1985年であり、 判決の下された1978年当時は、DNAを鑑定利用す る術がなかった)。これに対してB男は、血液検査 に協力することにより、兄弟であるY男が偽証罪(A 女との性関係を否定したことに基づくそれ)で刑事 訴追を受ける恐れがあると抗弁。判決では、次の2 つの理由から、正当事由にはあたらない、と帰結さ れた。①子の法的地位の解明の方がより要保護性が 高い、②そのような理由で拒絶の正当事由を認めて は、規定の趣旨が水泡に帰する。

他方で、学会レベルでは、「日本DNA多型学会」が提示した指針では、検査および親子鑑定の双方についての指針と声明とを公表している。民間の鑑定機関の乱立を考慮すれば、民間企業をも拘束する指針ないし法律の制定が望まれる。エッセンスのみを記しておこう。まず「日本DNA多型学会」名で公表された「指針」によれば、親子鑑定を行うさいの、①手続上の注意、②2ローカスの選択、③個々の検査法について、④HLAタイピング、⑤その他のPCR

を用いる検査などの項目ごとに親子鑑定を行うさいの留意事項が示された。その内容はかなり技術的な事項に属するので詳細には立ち入らない。これまで、ABO型のほかの、いわゆる「従来型」検査では全く指摘されなかったが、DNA多型鑑定に対してはプライバシーの尊重という名の錦の御旗を掲げて、この種の鑑定に消極的な民法学者も少なくないようである。

3 検査強制と法制と制限

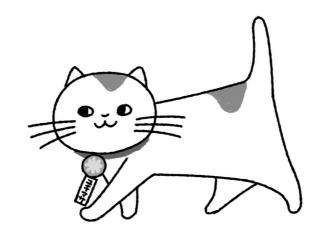
(1) 主な外国の法制

ドイツ、旧東ドイツ、スイス、イギリスほかの法 制につき、後掲の別稿にて素描している。

(2) ドイツ法などの概要

第1に、検査強制を規定するドイツ民訴法の規定 (370条 a) も、改正を受けた(2000年改正)。内容 面で言えば、運用の範囲につき、嫡出否認や認知訴 訟などの親子事件において血統の確定に必要なかぎ りで、血液型検査のために血液資料の採取を受忍す べき義務がある。正当な理由があれば検査を拒絶す ることができるが、血液資料の採取については、直 接強制が認められている。 第2に、「不当拒絶に対するサンクション」については、間接強制との違いを論ずるうえでも、立法にあたっては、慎重に論ずべき項目のひとつである。自己認識のためには、自己の出自を知ることが重要という認識に立ち、憲法において、出自についてのデーターにアクセスすることを認めたのである。憲法の規定で示される表現では、「何人も自己の出自に関する記録を入手することが、保障されなければならない」(スイス憲法119条2項g)と規定される。

参考文献 ①野沢紀雅・遠藤隆幸(訳)『生物学的 出自と親子法』2002年、289頁。②拙著『スイス親子 法』1995年。③拙稿「オーストリア親子法と検査協 力義務」名城ロースクールレヴュー3号以下参照、 2006年。④拙稿『血統訴訟と真実志向』成文堂、 1997年、349頁。拙著『血統訴訟論』1995年、220頁。 ⑤日本のガイドラインの文献 勝又義直『最新DNA 鑑定——その能力と限界』名古屋大学出版会、2014 年。311頁。法医学者による重要文献。



お知らせコーナー

愛行発第574号 令和2年3月3日

会 員 各 位

愛知県行政書士会 会 長 前 田 望

風俗営業許可申請等における「補助者」の取扱いについて

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会のために何かとご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、昨今、補助者が申請窓口に出向き申請を拒否されるという事態が散見されます。 補助者の取扱いについては、平成22年に愛知県警察本部生活安全部保安課及び愛知県 風俗浄化協会並びに愛知県行政書士会との間の協議により下記4要件のすべてに該当する 場合に限り、例外的に、行政書士に代わり「補助者」が申請者と共に所轄署へ同行し、書

類説明等対応することが認められたものです。 <u>従いまして、例外の活用頻度が高く、その結果窓口業務に支障が生じる等が認められた</u> 場合、再検討の上、例外が認められなくなる恐れがございます。

原則と例外を十分にご理解の上、ご対応くださいますよう宜しくお願いいたします。

また、例外に該当しないにも関わらず「補助者」が申請窓口に出向くことは厳に慎んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

- 1 申請の種類
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく各種申請
 - 質屋営業法に基づく各種申請
 - 古物営業法に基づく各種申請
- 2 要件
 - (1) 受任した行政書士がやむを得ない事由(※)により同行できないこと
 - (2) 受任した行政書士本人が下記事項に関して、事前に所轄署へ連絡すること
 - ①上記(1)の理由
 - ②補助者が同行する旨
 - ③補助者の氏名
 - (3) 申請時、補助者証を提示すること
 - (4) 補助者が、申請書類の作成に関与及び説明が出来ること

※やむを得ない事由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準(令和元年12月2日)第17-11(5) エに準ずる。(急病、交通事故、法令の規定による身体の拘束等)

研修会動画一覧

ライブラリ研修 : 会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。 オンデマンド研修: 愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和2年5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	(令和2年 ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	0	0
2		534	H29. 8.28 H29. 9. 4法定相続情報証明制度研修会 第 2 部 戸籍の見方・相続関係図の書き方		0	0
3	企画情報部	537	H29.11.24	ドローン等(無人航空機)飛行許可・承認申請手続きについて	0	0
4	프테티카대	539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会 (国際・私法部と合同)	0	0
5		546	Н30.12. 6	被災者支援に関する研修会	0	0
6	建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	0	×
7	是此來光的	531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入門編)	0	×
8		555	R 1. 9.26	初心者向け業務研修会 (廃棄物処理業関係業務)	0	0
9	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)研修会	0	0
10		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会(初心者のための遺言作成実務基礎講座)	0	0
11		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会 (初心者のための在留資格認定証明書交付申請)	0	0
12		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会 (初心者向け実務のポイント)	0	0
13		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	0	0
14		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会(遺産分割協議書の書き方)	0	0
15		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	0	0
16		509	H26.12.25	はじめての国際法 1	0	0
17		510	H27. 2.18	はじめての国際法 2	0	0
18	国際・私法部	517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	0	0
19		521	H28. 1.28	初心者向け研修会(在留資格認定申請書の書き方)	0	0
20		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方〜相続と遺言について〜	0	0
21		528	H28. 4.25	国際私法の考え方〜婚姻と離婚について〜	0	0
22		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区(外国人創業活動促進事業)について ②在留資格「経営・管理」のポイント	0	0
23		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会(企画情報部と合同)	0	0
24		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会 (法人経営部と合同)	0	0
25		542	Н30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 (永住許可申請について、パスポートの見方)	0	0

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
26		547	H31. 2.21	国際業務研修会 (フィリピン人の再婚と重婚問題)	0	0
27		549	Н31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	0	0
28	尼 數 私社如	554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	0	0
29	国際・私法部	558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	0	0
30		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	0	0
31		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	0	0
32		516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	0	0
33		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	0	0
34		527	H28. 3.24	開発許可(都市計画法)と農地転用の話	0	0
35		532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	0	0
36		533	H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 〜行政書士ができる空き家対策〜	0	0
37	土地利用部	538	Н30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	0	0
38		544	H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	0	0
39		545	H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	0	0
40		548	H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	0	0
41		550	Н31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	0	0
42		552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	0	0
43		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準(主に第16号) について	0	0
44		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	0	0
45		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	0	0
46		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	0	0
47		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	0	×
48	法人経営部	540	Н30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会(国際・私法部と合同)	0	0
49		541	Н30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ~著作権業務の可能性~	0	0
50		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	0	×

ライブラリ研修申込書						令和	年	月	п		
愛知県	行政書士	会会長	殿					ተ ተከ	4	Л	Ц
	氏	名									
山 江 耂	支	部				支部	事務所TEL・FAX				
申 込 者	会員	番号					TEL	()		_	
	メール)	アドレス					FAX	()		_	
下記の	とおり、	研修会視	聴を申込	みます。							
視聴希望日時		番号	研修開	催日	内 容			備考			
(例) 令和○年○月○日▽時		531	平成28.	9.27	, 産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入 門編)		て(入				

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで(受付時間10時~12時、13時~15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
担肺中は7、	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。
視聴申込み	(視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
利用上の注意	3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡 いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。



業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日 時 間 午後1時30分

【產廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について

運輸交通部

開催日 毎月第1水曜日 時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立(法人登記以外)に限定

法人経営部

開催日 毎月第1水曜日

時間 午後2時から4時まで

※初心者対象

令和2年7月1日

会 員 各 位

 建
 設
 環
 境
 部

 運
 輸
 交
 租
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 計
 本
 計
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- · 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務·産廃(収運)業許可申請】
- 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- · 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部			会員番号	
氏 名				
開催 日	月	日 ()	電話番号	
相談内容 (詳細を具体 的にお書き ください。)				

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

名南支部:元木 広行会員

会報委員 長峰 均



今回の会員訪問記は、名南支部南区担当副支部長の元木広行会員を訪問させて頂きました。元木会員の事務所は新堀川が堀川に合流する川沿い(内田橋)に位置し、名所である「七里の渡し」が望めます。

このような環境下で事業に邁進されておられる元 木会員の経歴は、教材出版会社営業職、司法書士事 務所補助者の勤務を経て、平成24年に行政書士試験 合格、翌25年5月には行政書士登録をされました。

元木会員は他に海事代理士、宅地建物取引士、ファイナンシャルプランナー、賃貸不動産経営管理士の資格も保持され、船舶関連業務や不動産関連業務も兼務されています。行政書士としては、「相続・遺言・遺産分割」業務を中心に建築許可、農地転用、道路占用使用許可等、幅広く活躍されています。医者でいえば、各専業科のスペシャリストでありながら、ゼネラル的な知識を兼ね備えた "総合診療医"ではないでしょうか。

また、仕事に連携した活動として、 "名古屋家庭 裁判所の調停委員" や "本会の常設無料相談員"

"名古屋国際センター行政相談員" "支部無料相談 員" として活躍され、「出会いを通じて多くの学び を与えられ、クライアントに喜ばれることが一番嬉 しく、生きがいを感じる」と総合診療医としての謙 虚な気持ちを述べられました。 元木会員の「座右の銘」は儒学者・佐藤一斎の"春風接人 秋霜自粛"だそうで、=春風のように人に接し、秋霜のように粛 = が、目指すべき業務心得のように感じられました。筆者も相談員としてご一緒させて頂いていますが、日頃より人間形成の確立に尽力されておられる姿を拝見しています。素晴らしいと思います。これも偏に、変化に対応した知識の研鑽による自己啓発が土台になっているよう思われます。これからも継続して頂きたいと思います。

元木会員の趣味は、"読書"との事で、主に歴史 小説や推理小説を好んで読まれるそうです。仕事以 外には、社会貢献として"地域の消防団活動"にも 参加されておられます。夜間消火活動に出向いたこ ともあるそうです。社会貢献から得られる満足感は お金にも替えがたいものです。

最後に行政書士会、政治連盟への期待は、「相続登記」を行政書士業務への付随業務となるよう、活発な行動をしていただきたいとの事です。

元木会員には一層のご活躍を期待し、行政書士会 の発展に今まで以上に寄与してくださるようお願い 致します。有難うございました。



支部だより

令和2年度 支部 定時総会

海部支部 太田 文安

日 時 令和2年4月18日(土)

午後5時~5時20分

場所丸河

出席者 9名(委任状出席者50名)

海部郡蟹江町の丸河にて、令和になって初めての 海部支部定時総会が開催されました。

本年は、当初30名を超える出席連絡があったところ、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令されたことにより、来賓の出席をお断りし、さらに懇親会も中止にして、再度出席連絡をいただいた会員に対して協力を要請したところ、上記のとおりの出席となりました。支部会員の皆さまのご理解とご協力に感謝いたします。

議事としては、「令和元年度事業報告」「令和元年度会計決算承認」「令和2年度事業計画(案)承認」「令和2年度会計予算(案)承認」が決議されました。また、本年度は、支部の懇親旅行の計画もありましたが、急遽中止を決定しました。

本年度においては、どのような活動ができるか、 現状においては全く分かりません。おそらく例年の ような活動はできないであろうとは思いますが、こ のような状況であるからこそ必要であると思われる ことをできるだけしていきたいと思っております。

→ 令和2年度 支部 定時総会

一宮支部 石川 るみ子

日 時 令和2年5月8日金 午後3時~3時50分

場 所 桜の和み (一宮市下田 2 - 2 - 7) 出席者 11名 (有効委任状提出者114名)



一宮支部令和2年度定時総会が一宮市の「桜の和 み」で開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、小規模・ 短時間開催となりました。予定会場が公営であった ため閉鎖となり、急遽会場の変更となりましたが、 大きな混乱もなく開催することができました。会場 では換気・空間除菌を行い、参加者には入り口で手 指の消毒とマスク着用を実施していただきました。 また、小規模開催とするため多くの会員のみなさま に委任状提出にご協力いただきました。

総会は、議長に今井隆昌会員が選出され、議事が 進行されました。少人数参加にもかかわらず、支部 事業や予算について活発に質疑応答がなされました。 議案はすべて原案どおり承認されました。

知多 支部

令和2年度 定時総会

会報委員 間瀬 洋平

日 時 令和 2 年 4 月23日(木) 午後 3 時30分~ 4 時50分

場 所 半田市宮路町53番地 住吉福祉文化会館

出席者 22名+委任状出席108名=出席者総数130名



令和2年度行政書士会知多支部定時総会は、強め の春風が吹き抜ける会場で、ソーシャルディスタン スを保持しながらの開会となりました。

開会に先立ち、昨年ご逝去された会員の方に黙祷 をささげました。

河原宏副支部長の開会のことば、榊原延幸支部長の挨拶と、総会は進みました。

議長を務められた山本博信会員、副議長を務められた加藤大使会員による円滑な議事運営により、滞りなく総会は進み、第1号~第5号議案のすべての議案について承認されました。

中川大爾副支部長の閉会のことばで総会は閉会しました。

例年、多くの来賓の方にご臨席を賜っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年 度は会員のみでの開催となりました。

また、同観点から、総会は時短・一部省略等簡潔に進められ、行政書士倫理綱領の唱和、新入会員の紹介、集合写真の撮影、総会後の懇親会等についても中止となりました。

一刻も早い事態終息を願うとともに、今、本当に 困っている人々に対して、行政書士はどうあるべき なのか。何ができるのか、また、何をするべきか、 するべきでないのか。と、考えさせられた総会とな りました。

足北 支部

令和2年度 定時総会

尾北支部 佐藤 友泰

日 時 令和 2 年 4 月25日(土) 午前10時~10時30分

場 所 尾北支部事務所

出席者 5名 委任状 68名 合計 73名



上記の日程において、令和2年度定時総会が開催 されました。

最初に佐藤友泰支部長の挨拶があり、お祝いの電 報の披露の後、議事に入りました。

議長には高田大覚副支部長が選出され、報告及び 審議事項について以下の通り発表されました。

報告事項 · 本会会務報

・江南市、大口町における空家等対策 協議会の報告

審議事項 1. 令和元年度支部事業報告及び収支 決算報告承認の件

- 2. 令和2年度事業計画(案)承認の件
- 3. 令和2年度予算(案)承認の件

事業報告及び収支決算報告承認については特に質 疑応答もなかったが、事業計画のうち、特に支部研 修については、活発な意見交換がなされ、各会員の 研修に対する思い入れの強さを垣間見ることができ ました。

高田議長のスムーズな議事進行の下での慎重審議 の結果、全議案とも可決承認されました。

本年度は新型コロナ感染拡大防止に伴う自粛等により、総会の開催自体も危ぶまれ、例年とは全く異なる形式で執り行われましたが、会員の皆様のご協力により、無事終了することができました。

一日も早い収束を願うばかりであります。

令和2年度 支部 定時総会

尾張支部 松永 和範

日 時 令和 2 年 5 月 9 日生) 午後 3 時30分~ 4 時

場 所 ホテルプラザ勝川

出席者 81名(内訳 当日出席7名 委任状74名)



緊急事態宣言の延長中の5月9日に尾張支部の定 時総会が開催されました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定時総会の規模を例年より縮小しました。出席者を役員に限定し、その他の会員は委任状で対応してもらうという形で開催することになりました。

議事もなるべく簡素化し、質問は事前に書面で受け付け、当日の質疑応答は行わないこととしました。 議事は滞りなく進行し、短時間で閉会となりました。

本来であれば定時総会の後に開催される懇親会も 新型コロナウイルス拡大防止のため、残念ながら中 止となりました。

来年度の定時総会と懇親会は盛大に行われること を切に願っております。

会報委員 太田 知明

日 時 令和 2 年 5 月15日金 午後 1 時~ 1 時20分

場 所 とんかつ錦

会員総数 64名

出席会員 54名(当日出席者7名 委任状47名)



令和2年度の西尾支部定時総会が5月15日に開催されました。

当初予定されていた会場が、新型コロナウイルスの社会的影響を受け、使用することができなくなりました。緊急措置として、感染症拡大防止という観点から、会場および出席者数を例年より縮小して、最小限7名の役員で開催することに変更しました。

当日出席いただくことができない支部会員の皆様にご理解、ご協力をお願いしたところ、例年より多くの方々からの委任状提出をいただくことができ、総会の定足数を満たし、無事に開催することができました。

正海浩支部長の挨拶に始まり、平井治清議長のも と議事は進行されました。令和元年度事業経過報告 があり、令和元年度決算報告、令和2年度事業計画 案、予算案の議案が上程され、滞りなく全ての議案 が承認されました。

この度の総会は、会場の窓を開けて換気を良くし、 出席者全員マスクを着用し、距離を開けての着席で 議事を行いました。

U 中央 支部

令和2年度 定時総会

中央支部 梅村 晃士

日 時 令和 2 年 5 月22日金 午後 2 時~ 2 時30分

場 所 愛知県行政書士会館 2階AB会議室 出席者 229名(当日出席21名、委任状208名)



令和2年度の中央支部定時総会は、当初、名古屋マリオットアソシアホテルでの開催を予定しておりました。通常でしたら来賓の方々と交流していただける懇親会が総会後にありますが、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、「懇親会無し」で会場側と調整しておりました。更に、緊急事態宣言継続中(愛知県は、5月14日に国の緊急事態宣言は解除されましたが、県独自でこの時点では継続となっていまし

た。)のため、会場側から「使用は難しい」と通知もあり、愛知県行政書士会館での開催となりました。

定刻になり、清水良枝会員の司会進行の下、先ず は後藤剛志幹事より開会宣言が発せられ、中村美帆 子支部長の挨拶があり、本会の前田望会長からご祝 電にてお言葉をいただきました。そして司会者から 出席会員数の確認・報告がなされた後、議長に本多 証一会員、副議長に築城博会員が選任され議事が進 行していきました。

第1号議案 令和元年度会務報告承認の件

第2号議案 令和元年度決算報告承認の件

第3号議案 令和2年度事業計画 (案) 承認の件 第4号議案 令和2年度事業予算 (案) 承認の件

第5号議案 支部役員追加選任 (案) 承認の件

以上の議案が上程され、質疑応答の後、滞りなく 全ての議案が原案どおり承認されました。

今年度は会場の変更や懇親会の中止など異例な中での開催となりましたが、出席者の方々にはマスクの着用や着席間隔を広く取るなどのご協力をいただき、無事散会となりました。

ちょっとひと息「著作権」

他人の著作物をホームページで使う場合、どのような点に注意したらよいですか。

▲ 営利・非営利にかかわらず、他人の著作物をホームページに掲載する場合は、一般に著作権者の了解が必要と考えてください。

著作物をホームページに掲載するということは、一般にその著作物を電子的な記録媒体に複製することを意味し、同時にそれは、コンピュータ・ネットワークを通じ他人からのアクセスに応じ、いつでも送信できる状態に置くことを意味しております。また、ホームページに掲載されれば、利用者のリクエストに応じ、当該利用者に著作物が送信されることになります。この場合、原則的には、営利・非営利にかかわらず、著作権者の複製権(第21条)及び公衆送信権(第23条)が働くことになっています。

出典:文化庁HP「著作権Q&A」より

東三 令和2年度 支部 定時総会

東三支部 水野 悠

日 時 令和 2 年 5 月15日金 午後 3 時~ 4 時

場所ユメックスビル豊橋駅前店8F 会議室



5月15日、ユメックスビル豊橋駅前店8F会議室にて、東三支部令和2年度定時総会が開催されました。

今年度の支部定時総会は、新型コロナウィルス感 染拡大防止のため会場の変更等例年にない対応をす ることとなりましたが、無事開催することができま した。

参加会員にはマスク着用や当日検温の報告を行っていただくとともに、席配置はソーシャルディスタンスを意識し間隔を空け、式次第はご来賓の出席、新入会員の紹介及び慶祝者表彰者の紹介といった式典は中止し、議長蛯名繁会員、副議長梅沢佳樹会員の進行のもと、下記議案のみ執り行う形となりました。

第1号議案 令和元年度 会務経過報告の件 第2号議案 令和元年度 収支決算承認の件

(監查報告)

第3号議案 令和2年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和2年度収支予算(案)承認の件

第5号議案 各業務部会報告

いずれの議案についても滞りなく進み、閉会を迎 えることができました。

支部会員のみなさま、支部役員のみなさまのご協力に感謝申し上げます。

日本政策金融公庫 支部 業務支援活動

会報委員 奥 智子

日 時 令和2年5月27日(水)~6月9日(火) 各日午前9時~午後3時

場 所 日本政策金融公庫一宮支店



未曾有の事態を引き起こした新型コロナウイルスに伴い、政府及び自治体からの感染拡大防止策としての外出自粛により、全国各地で経済的に大きな打撃を受けました。私達の地域でも中小企業等を中心に経営存続の危機に立たされた方もみえます。

こうした背景の中、政府による緊急支援政策により、特別融資制度が発出され、受付・相談窓口として日本政策金融公庫での対応が始まりました。公庫窓口には、連日融資支援を求める多くの事業主の方々で埋め尽くされ、公庫担当者も対応に追われていました。早く融資が受けられ、経営や個人生活の安定に繋がる為に、我々行政書士が出来る事を思案し、本会との協議を重ねた結果、一宮支部では公庫との支援協定に基づく窓口での顧客支援を行う事となりました。

窓口では、融資申込書の書き方や、取り揃える書類などの案内を行い、公庫担当者と連携し、円滑に事務手続きが進むよう支援を行いました。

今後もこうした活動を通じ、地域経済の支え、また社会貢献に寄与し、我々行政書士が地域から身近な存在・期待される存在であることを発信し続けていければと思います。

事務局だより

■令和2年4月

■予和2	+ + /)
1日(水)	運輸交通部業務相談会開催 子安副会長、柴田常務理事 経理業務 前田会長、森事務局長 事務局レイアウト 打合せ
2 日(木)	正副会長会開催 封印管理委員会丁種指定研修会開催 総務部と法務部の打合せ開催 経審要員養成実習①開催
7日(火)	前田会長、西堀副会長、岩井・渡邊常務理 事 県法務文書課訪問 ADR手続説明会[電話対応のみ] 開催
8日(水)	企画情報打合せ開催
9日休	総務部打合せ開催 前田会長、市川副会長、岩井常務理事 県 法務文書課訪問 市川副会長 職務上請求書窓口指導
14日火)	本会常設無料相談会 [電話対応のみ] 開催 会報 5 月号校正会議開催
15日休	経理部会開催 総務部打合せ開催
16日(木)	西川相談役 日行連申取管理委員会web出席 小栁津副会長、田澤常務理事、蓬田委員長 出入国在留管理局来館対応
17日金	部長会開催 本会監査会開催
20日(月)	前田会長 日行連常任理事会出席 法務部会開催 小椋委員長 封印指定研修会 [DVD] 対応 経理部監査資料打合せweb開催
21日(火)	前田会長 日行連常任理事会出席 前田会長、西川相談役 日行連理事会書面 決議
22日(水)	前田会長、西川相談役 日行連理事会書面 決議
23日休)	前田会長、早川常務理事 県都市総務課訪 問挨拶及び情報交換出席 申請取次行政書士管理委員会開催 経審要員養成実習②開催

24日(金)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
28日(火)	正副会長会開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導

■令和2年5月

■令和 2	+ 5 /J
1 日金)	総会打合せweb開催
7日(木)	部長会開催
8 日金	第1回総会運営委員会開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導
12日(火)	本会常設無料相談会[電話対応のみ]開催
13日(水)	前田会長 日行連常任理事会web出席 総務部と法務部の打合せ開催
14日(木)	前田会長 日行連常任理事会web出席
18日(月)	前田会長 日行連編集会議web出席
20日休)	西川相談役 日行連申取管理委員会web出席 国際・私法部打合せ開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導 総会会場との打合せ開催
25日(月)	第2回総会運営委員会開催 正副会長会開催
26日(火)	申請取次行政書士管理委員会開催 監察小委員会開催 小柳津副会長、田澤常務理事、蓬田委員長 出入国在留管理局訪問
27日休)	前田会長、市川副会長 県法務文書課訪問 部長会開催 会報7月号編集会議開催 総会打合せ開催
29日金	総会打合せ会開催 部長会開催 第3回総会運営委員会開催 令和2年度第70期定時総会、定期大会開催



令和2年5月25日現在

3.071人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第20190560号 会員番号 第6241号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 花田 淳司

事 務 所 行政書士花田事務所 長久手市岩作西島203番地 電話番号 0561-56-3991 所属支部 東名



登録番号 第20190561号 会員番号 第6242号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 遠藤

事 務 所 行政書士遠藤誠事務所 名古屋市名東区明が丘122番地 藤が丘はとビル303号 電話番号 052-775-0011 所属支部 中央



登録番号 第20190562号 会員番号 第6243号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 白柳 仁規

事務所 白柳仁規行政書士事務所 豊橋市中郷町56番地 電話番号 0532-31-8157 所属支部 東三



登録番号 第20190563号 会員番号 第6244号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 鈴木 幸夫

事 務 所 行政書士すずき事務所 津島市浦方町12番地 電話番号 0567-69-8170 所属支部 海部



登録番号 第20190564号 会員番号 第6245号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 大石 浩史

事 務 所 行政書士大石浩史事務所 長久手市片平一丁目1805番地 緑陰小舎C-1 電話番号 0561-76-8025 所属支部 東名



登録番号 第20190565号 会員番号 第6246号 令和2年4月2日 上田 恵美

事 務 所 行政書士上田恵美事務所 名古屋市天白区植田東三丁目910番地(サウンズヒル108号) 電話番号 052-806-3153 所属支部 昭和



登録番号 第20190566号 会員番号 第6247号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 金田 委子

事務所 かなで行政書士法人 名古屋市中区丸の内二丁目17番4号 ミワ第一ビル7階 電話番号 052-212-8770 所属支部 中央



登録番号 第20190567号 会員番号 第6248号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 岡 孝司

事 務 所 岡孝司行政書士事務所 稲沢市陸田宮前一丁目8番地21 電話番号 所属支部 一宮



登録番号 第20190568号 会員番号 第6249号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 小林 由典

事務所行政書士小林法務事務所豊川市南大通六丁目16番地

電話番号 0533-56-3161 所属支部 東三



登録番号 第20190569号 会員番号 第6250号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 寺本 篤史

事務所 行政書士にじの橋事務所 名古屋市西区市場木町208番地(庄内パークハイツ207号) 電話番号 052-938-4688 所属支部 西北



登録番号 第20190570号 会員番号 第6251号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 川北 俊介

事務所 エクレール行政書士事務所名古屋市南区柵下町一丁目32番地電話番号 052-825-3456 所属支部 名南



登録番号 第20190571号 会員番号 第6252号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 榎本 眞丈

事 務 所 行政書士榎本インターナショナルサポート 長久手市蟹原1901番地 プレシアスシティ ザ・シーズンズC棟1407 電 話 番 号 0561-62-3926 所 属 支 部 東名



登録番号 第20190572号 会員番号 第6253号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 太田 彩乃

事務所玉置行政書士事務所
名古屋市北区辻町2丁目69番地の6電話番号052-991-2994所属支部西北



登録番号 第20190573号 会員番号 第6254号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 山田 憲治

事務所行政書士やまだ相続法務事務所
日進市栄一丁目103番地 日進パーク・マンション703電話番号080-1621-0106所属支部昭和



登録番号 第20190574号 会員番号 第6255号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 山本 和幸

事務所行政書士法人あいち行政&相続
刈谷市相生町二丁目29番地2 K-frontビル3F電話番号0566-62-5811 所属支部 碧海



登録番号 第20190575号 会員番号 第6256号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 菅野 計

事 務 所 菅野行政書士事務所 小牧市春日寺 2 丁目360番地 電話番号 0568-41-8200 所属支部 尾張



登録番号 第20190576号 会員番号 第6257号 入会年月日 令和2年4月2日 氏 名 伊東 秀明

事務所行政書士事務所レクサー
名古屋市中村区名駅3丁目21番4号名銀駅前ビル4階電話番号052-890-3636所属支部名古屋



登録番号 第20190772号 会員番号 第6258号 入会年月日 令和2年5月1日 氏 名 河地 宣泰

事務所立地サポート行政書士事務所
小牧市若草町228番地電話番号090-3455-5960所属支部尾張



登録番号 第20190917号 会員番号 第6259号 氏 名 森 隆浩

入会年月日 令和2年5月15日

事 務 所 McRISE行政書士事務所 名古屋市中区栄五丁目19番31号 T&Mビル3階

電話番号 052-262-3208 所属支部 中央

登録番号 第20190918号 会員番号 第6260号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 長谷川 将幸

事 務 所 まさゆき行政書士事務所 名古屋市千種区大久手町6丁目13番地の4 電話番号 090-8488-6321 所属支部 中央

登録番号 第20190919号 会員番号 第6261号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 藤井 妙恵

事務所 ふじい行政書士事務所 稲沢市陸田宮前一丁目3番地20ティアリークリスタル101 電話番号 0587-50-9878 所属支部 一宮

登録番号 第20190920号 会員番号 第6262号 入会年月日 令和2年5月15日 名 内藤

事 務 所 行政書士内藤事務所

高浜市二池町六丁目2番地61 電話番号 0566-87-4318 所属支部 碧海



登録番号 第20190921号 会員番号 第6263号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 中島 義雄

事 務 所 行政書士ジェネラルアフェアーズオフィス 豊橋市曙町字測点171番地1

電話番号 0532-46-2942 所属支部 東三



登録番号 第20190922号 会員番号 第6264号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 正村 悠記

事 務 所 正村行政書士事務所 名古屋市千種区春岡一丁目3番9号 電話番号 052-734-3713 所属支部 中央



登録番号 第20190923号 会員番号 第6265号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 佐々木 一也

事 務 所 行政書士佐々木一也事務所 北設楽郡東栄町大字下田字箱平14番地1 電話番号 080-1583-6248 所属支部 新城

登録番号 第20190924号 会員番号 第6266号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 樹神 晴久

事 務 所 樹神晴久行政書士事務所 名古屋市緑区桃山二丁目151番地 電話番号 090-6469-7222 所属支部 名南

登録番号 第20190925号 会員番号 第6267号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 寺嶋 哲夫

事 務 所 寺嶋哲夫行政書十事務所 岡崎市稲熊町字赤松1番地22 電話番号 0564-66-0207 所属支部 岡崎



登録番号 第20190926号 会員番号 第6268号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 桐ノ谷 佳之

事 務 所 ラクレ行政書士事務所 名古屋市天白区焼山一丁目401番地 コートロティ201号室 電話番号 052-875-9320 所属支部 昭和



登録番号 第20190927号 会員番号 第6269号

入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 佐藤 華純

事 務 所 行政書士事務所ファルベ 名古屋市千種区池下町二丁目15番地 ハクビ池下ビル4階

電話番号 052-763-1369 所属支部 中央

登録番号 第20190928号 会員番号 第6270号

入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 山﨑 由美子

事 務 所 行政書士山﨑由美子事務所 瀬戸市北丘町189番地の5

電話番号 0561-41-3710 所属支部 東名



登録番号 第20190929号 会員番号 第6271号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 片瀬 裕司

事 務 所 片瀬行政書士事務所 名古屋市守山区瀬古東三丁目982番地 電話番号 052-888-3741 所属支部 東名



登録番号 第20190930号 会員番号 第6272号 入会年月日 令和2年5月15日 名 堀田 ひろ美

事務所 行政書士法人いしはら事務所 豊田事務所 豊田市若林西町小山3番地2

電話番号 0565-52-5333 所属支部 豊田



登録番号 第20190931号 会員番号 第6273号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 山崎 義満

事 務 所 令和行政書士事務所 名古屋市熱田区一番二丁目35番2号

電話番号 052-888-2726 所属支部 名南



登録番号 第20190932号 会員番号 第6274号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 橋本 博巳

事 務 所 坂部行政書士事務所 安城市横山町毛賀知11番地3

電話番号 0566-93-8577 所属支部 碧海

登録番号 第20190933号 会 員 番 号 第6275号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 服部 勝至

事 務 所 服部勝至行政書士事務所 名古屋市名東区貴船三丁目2611番地

電話番号 052-701-9936 所属支部 中央

登録番号 第20190934号 会員番号 第6276号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 鈴田 祐三

事 務 所 行政書士まごころ相続 名古屋市北区大曽根四丁目17番23号 イトーピア大曽根2F 電話番号 052-875-7123 所属支部 西北

登録番号 第20190935号 会員番号 第6277号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 安藤 悠起

事 務 所 LASRAC行政書十事務所 名古屋市天白区高島一丁目2011番地 電話番号 052-801-4574 所属支部 昭和



登録番号 第20190936号 会員番号 第6278号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 伊藤 天

事 務 所 伊藤天行政書士事務所 名古屋市昭和区福江一丁目25番25号 電話番号 052-871-2155 所属支部 昭和



登録番号 第20190937号 会員番号 第6279号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 水野 建児

事務所 (新年) 行政書士水野建児事務所 瀬戸市ひまわり台3丁目70番地 電話番号 0561-78-9185 所属支部 東名



登録番号 第20190938号 会員番号 第6280号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 山田 忍

事務所やまだ行政書士事務所
一宮市小信中島字北東山53番地電話番号0586-62-2533所属支部 一宮



登録番号 第20190939号 会員番号 第6281号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 石原 真利江

事 務 所 行政書士石原真利江事務所 一宮市北園通 3 丁目 5 番地 3 電話 番 号 0586-52-4080 所 属 支 部 一宮



登録番号 第20190940号 会員番号 第6282号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 鈴木 省男

事務所なごや東部行政書士事務所
名古屋市中区栄一丁目23番29号 サンハイツ伏見2F電話番号052-325-2401所属支部中央



登録番号 第20190941号 会員番号 第6283号 入会年月日 令和 2 年 5 月15日 氏 名 近藤 修

事 務 所 OK桜行政書士事務所 名古屋市南区桜台二丁目14番16号 電話番号 052-746-3078 所属支部 名南



登録番号 第20190942号 会員番号 第6284号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 齊藤 貴士

事務所いち行政書士事務所
一宮市松降1丁目2番8号電話番号0586-59-5414所属支部一宮



登録番号 第20190943号 会員番号 第6285号 入会年月日 令和 2 年 5 月15日 氏 名 野田 健司

事務所行政書士みかた事務所
春日井市旭町2丁目12番地 コーポノザキNo.1 105号室電話番号0568-27-7878所属支部尾張



登録番号 第20190944号 会員番号 第6286号 入会年月日 令和 2 年 5 月15日 氏 名 山口 祐児

 事務所
 Age行政書士事務所名古屋市中川区土野町57番地(103号)

 電話番号
 080-6441-6618 所属支部 名古屋



登録番号 第20190945号 会員番号 第6287号 入会年月日 令和 2 年 5 月15日 氏 名 高橋 佳代

事務所行政書士事務所ザイムパートナーズ
名古屋市中区栄二丁目8番12号 伏見KSビル6F電話番号052-223-1645所属支部中央



登録番号 第20190946号 会員番号 第6288号 入会年月日 令和 2 年 5 月15日 氏 名 可児 玲子

事 務 所 可児行政書士事務所 一宮市森本 4 丁目14番31号 電話番号 090-1561-8476 所属支部 一宮



登録番号 第20190947号 会員番号 第6289号 入会年月日 令和2年5月15日 氏 名 平岩 進一

務 所 行政書士サポートタワーズ 名古屋市中村区城主町4丁目25番地の1 3階

電話番号 050-1088-7051 所属支部 名古屋

新規法人登録入会の紹介

法 人 番 号 第1603307号 会 員 묽 番 第H64号

入会年月 日 令和2年1月31日

法 人 の 名 称 行政書士法人F&Partners 主たる事務所の名称 行政書士法人F&Partners 名古屋事務所 主 た る 事 務 所 名古屋市中区丸の内二丁目18番5号

主たる事務所電話番号 052-265-5126

所 属 支 部 中央

法 人 番 号 第2003901号 会 番 号 第H65号 員

入会年月 日 令和2年4月1日 法 人 の 名 称 行政書士法人one 主たる事務所の名称 行政書士法人one

主 た る 事 務 所 名古屋市南区平子一丁目1番6号 202号

主たる事務所電話番号 052-811-4084

所 属 支 部 名南

法人会員の変更案内

番 号 第1502401号 法 人

会 番 묽 第H30号 員

法 人 の 名 称 行政書士法人名南経営 主たる事務所の名称 行政書士法人名南経営

事 務 所 所 在 地 名古屋市中村区名駅—丁目1番1号IPタワー名古屋3年

変 更 事 由 事務所所在地

部 名古屋 所 属 支

法 人 番 号 第1302701号 会 員 番 号 第H53号

法 人 の 名 称 行政書士法人NCP

主たる事務所の名称 行政書士法人NCP 名古屋事務所

使用人(雇用) 小玉 恭輔 変 更 事 由 使用人の雇用

属 部 中央 所 支

退会者のお知らせ

令和2年5月25日現在

支部		氏	名		退会日
中央	馬	上	幸	夫	令和2年4月30日
中央	石	垣	貴	久	令和2年4月30日
尾北	石	原	康	子	令和2年4月30日
岡崎	大	城	庸	_	令和2年4月30日
中央	加	藤	哲	也	令和2年5月18日
岡崎	宮	地	幹	夫	令和2年5月25日

ご逝去会員のお知らせ

岡崎支部 中 嶋 近 会員 令和2年4月17日ご逝去 (享年68歳) 誠 会員 令和2年5月4日ご逝去 東三支部 (享年87歳) 池田

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会 会長 前田 望

事務所の変更案内

支部	会員名(上):事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
	橋本 直樹	VV///// pa. C	T P P C III		23,21
中央				080-7950-2400	事務所電話番号
中央	小玉 恭輔	名古屋市中区錦一丁目6番5号	460-0003	052-218-5803	事務所名称、 事務所所在地、
	行政書士法人NCP 名古屋事務所	名古屋錦シティビル10階	100 0005	002 210 0000	事務所電話番号
中央	酒井 健	名古屋市中区栄四丁目14番19号 富田ビル8階	460-0008	052-265-9980	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	トリニティー行政書士事務所	畠田ヒルる 階			
西北	安立 啓	名古屋市西区大野木五丁目72番地	452-0803	052-508-6370	事務所所在地、 事務所電話番号
	佐藤 公俊	성구분국마산[전원 - 포 1 분			1.4W// PHI E 2
名古屋		名古屋市中村区名駅一丁目一番1号 JPタワー名古屋34F	450-6334		事務所所在地
4.1.11	大野 裕次郎	名古屋市中村区名駅一丁目一番1号			-t
名古屋		JPタワー名古屋34F	450-6334		事務所所在地
名古屋	荻野 恭弘	名古屋市中村区名駅一丁目一番1号	450-6334		事務所所在地
石白座		JPタワー名古屋34F	430-0334		争伤所所任地
名古屋	寺嶋 紫乃	名古屋市中村区名駅一丁目一番1号	450-6334		事務所所在地
	The Lo	JPタワー名古屋34F			V VV///// III. S
名古屋	原田 裕	名古屋市中村区名駅一丁目一番1号 IPタワー名古屋34F	450-6334		事務所所在地
	伊藤 理恵				
名古屋	伊滕 生芯	名古屋市中村区名駅一丁目一番1号 JPタワー名古屋34F	450-6334		事務所所在地
	竹田 和夫	名古屋市天白区平針一丁目116番地			事務所所在地、
昭和	14 11 11 11 11	三旺マンション第8原402号	468-0011	090-4164-8342	事務所電話番号
力士	松﨑 弘美	선사님소로 교육하다 그 나이를 하고 있다.	457,0052	050 005 0051	事務所所在地、
名南		名古屋市南区本城町一丁目29番地3	457-0053	052-825-0351	事務所電話番号
名南	熊田 清文	 名古屋市熱田区四番二丁目19番22号	456-0051	090-3302-9367	事務所所在地、
	W. 45 E = =		100 0001	000 0002 0001	事務所電話番号
名南	澁谷 厚子	名古屋市緑区大清水五丁目1737番地	458-0805		事務所所在地
	三上 努				キャン ナル
尾張	二二二第	春日井市若草通 4 丁目92番地	486-0914	0568-44-2022	事務所所在地、 事務所電話番号
	近藤英				
尾北				0568-64-0749	事務所電話番号
一宮	佐藤 武志	福沢市駅前四丁目1番5-403号	402 0142	000 6550 1626	事務所名称、 事務所所在地、
一百	バロン行政書士事務所	相次印象的四丁日1番3-403万	492-8143	080-6550-1636	事務所電話番号
一宮	岡 孝司			0587-89-0853	事務所電話番号
	M.L. +++				事務所名称、
知多	鈴木 直美	東海市中央町一丁目233番地	476-0013	0562-33-5200	事務所所在地、
	行政書士神野博史事務所 曽我 達郎				事務所電話番号
岡崎	日7人 注别	岡崎市緑丘二丁目2番地11	444-0806		事務所所在地
	川澄 佳洋				
豊田	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	豊田市寺部町 3 丁目59番地 2	471-0017		事務所所在地
曲田	光岡 隆之	みよし市三好町大坪23番地	470 0004		車数能能去地
豊田		久野ビル 2 -D	470-0224		事務所所在地
西尾	都築 和彦	 西尾市一色町大塚下古新 7 番地	444-0402	0563-72-2346	事務所所在地、
			111 0102	0000 12 2010	事務所電話番号
碧海	小林 哲三	碧南市道場山町一丁目87番地	447-0864		事務所所在地



COSMOS通信7月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

時 令和2年3月29日(日) 午後2時~4時

場 所 県営野並住宅集会場(天白区)

劇成年後見寸劇

セミナー 成年後見セミナー

相 談 会 成年後見等無料相談会

時 令和2年4月2日休

午後 1 時30分~ 3 時30分

所 江南市役所西分庁舎

会 相談員:土井 正人会員 管野 恵会員 相談

相談者:1人

 \Box 時 令和2年4月9日休 午後1時30分~4時

場 所 小牧市役所

相 談 会 相談員:丹羽 友道会員 青木 茂隆会員

相談者:2人

《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

時 令和2年4月19日(日) 午前11時~午後1時

場 所 特別養護老人ホーム高坂苑 (天白区)

劇成年後見寸劇

セミナー 成年後見セミナー

相 談 会 成年後見等無料相談会

《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

時 令和2年5月3日(日) 午前11時~午後4時 \Box

所 本證寺(安城市)

劇成年後見寸劇

セミナー 成年後見セミナー

相 談 会 成年後見等無料相談会

《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

時 令和2年5月11日(月) 午後1時~4時

所 岩倉市役所 市民相談室

相 談 会 成年後見等無料相談会

《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

時 令和2年5月20日(水) 午後1時~3時

所 犬山市役所 2 階会議室

相 談 会 成年後見等無料相談会

セミナー・相談会の開催予定

時 令和2年7月2日休

午後 1 時30分~ 3 時30分

所 江南市役所西分庁舎

相 談 会 成年後見等無料相談会

時 令和2年7月16日休 午後1時~3時 日

所 扶桑町老人憩の家

相 談 会 成年後見等無料相談会

時 令和2年7月22日(水) 午後2時~4時 \Box

所 春日井市南部ふれあいセンター

相 談 会 成年後見等無料相談会

時 令和2年8月13日休 午後1時30分~4時 日

場 所 小牧市役所

相 談 会 成年後見等無料相談会

時 令和2年8月19日(水) 午後1時~4時

場 所 犬山市役所 2 階会議室

相 談 会 成年後見等無料相談会

時 令和2年9月14日(月) 午後1時~4時 H

場 所 岩倉市役所 市民相談室

相 談 会 成年後見等無料相談会

時 令和2年9月15日(火) 午後1時~4時

所 北名古屋市役所東庁舎

相 談 会 成年後見等無料相談会

~大規模セミナーのお知らせ〈コスモスあいち主催〉~

時 令和2年10月11日(日) 午後1時~

所 高齢者就業支援センター大会議室(昭和区

御器所)

後援(予定) 愛知県、名古屋市、愛知県シルバ―人材セ

ンター連合会、愛知県行政書士会他

※尚、日程等は変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前 までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局

TEL 052 - 908 - 3022

あとがき

まもなく梅雨も明け、暑い盛夏の時期がやって来 ます。例年同様、水分補給などの熱中症予防や暑さ 対策には万全を期して業務などに励んで頂きたいと 思います。

さて、本当であれば今年の"この時期"にはスポーツの祭典『東京オリンピック・パラリンピック』が開催される予定でありましたが、世界各国で猛威を振るう新型コロナウイルスの感染流行に伴い、奇しくも1年間延期の見込みとなってしまいました。

スポーツを通じ、様々な国の人々や文化との交流 を楽しみにしていましたが、とても残念です。

政府や自治体からの緊急事態宣言や要請により、 生活環境などにも大きな影響を受けましたが、ここ から立ち上がり、来年に向けて再度準備を整え、日 本から、そしてこの「愛知」からも明るい情報を発 信し続ける事で『おもてなし』の心を世界へアピー ルできるのではと思っております。

最後に、今回の新型コロナウイルスにより被害に 遭われた方へお見舞い申し上げるとともに、尊い命 を犠牲にされた方々に謹んで哀悼の意を表します。

会報副委員長 奥 智子

《今月の表紙》 木曽川うかい

鵜飼は、鵜舟に鵜匠と船頭が乗り込み、訓練された鵜を操り川魚を捕る古代漁法です。1人の鵜匠が操る鵜は10羽。首に手縄をつけられた鵜たちは、鵜匠の巧みな手縄さばきに促され水中へ潜り、鮎をはじめとする川魚を捕らえてきます。鵜が魚を捕まえて水面に上がってくると、鵜匠は手縄を引っ張り、鵜が捕らえた魚をはき出させます。それを何度も繰り返すことで漁を行います。

木曽川での鵜飼の歴史は、大宝2年(702年)、鵜飼を職業にしていた「鵜養部目都良売」(うかいべめづらめ)という戸籍の記述が最古のもので、以来1300年以上の歴史を誇っています。犬山では約340年前に三代目犬山城城主成瀬正親公が御料鵜飼を始め、鵜匠を保護したと言われていますが、現在は観覧船から国宝犬山城を眺めつつ、川面で繰り広げられる鵜飼を楽しむという観光鵜飼となりました。

「木曽川うかい」は鵜匠と鵜の妙技が間近に見られるのが特徴で、見学というよりは体感できる鵜飼です。観覧船は鵜舟のすぐ間際にまで近づき、時にはかがり火の熱気を頬で感じられるほど。鵜も水しぶきが飛んでくるほど近くまで寄ってきてくれます。「ホーウホーウ」と威勢の良い鵜匠の掛け声。水中と鵜匠の手元を何度も行き来する鵜。ライトアップされた犬山城を背景に、目の前で繰り広げられる幻想的な歴史絵巻をお楽しみいただけます。また、2003年からはより気楽に鵜飼を楽しんでいただくため、全国に先駆けて「昼鵜飼」も実施しています。

(犬山市観光協会許諾済)

会報301号 担当

			女 HYOUI	7 18=	1	
広	報	部	担当副	会長	小柳潭	聿えみ
			部	長	伊藤	直仁
			次	長	水野	悠
			部	員	戸加島	里邦子
			部	員	山本	篤
			委	員	吉川	明宏
会幸	[委]	会	委員	長	長峰	均
			副委員	員 長	奥	智子
			本号担当	省委員		
			(表紙	\mathfrak{E})	梶原	郁
			(会員	(訪問記)	長峰	均

発行人 前田 望編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会 〒461-0004

> 名古屋市東区葵一丁目15番30号 TEL〈052〉931-4068(代)

FAX (052) 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎 月 第2火曜日 時 間 午前10時から午後4時まで

愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内容

相続(遺産分割協議書作成)・遺言/各種契約書・合意書/定款 法人設立/建設業・風俗営業許可/土地開発/戸籍関係/帰化・入管関係 不動産関係/自動車登録/著作権等

※面接時間のご予約を承ります。 新型コロナウイルスの影響で、電話相談のみとなる場合がありますので御了承願います。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故
- *自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が 60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- 賃貸建物の原状回復費用の 負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に 関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- *職場・学校における外国人に対する宗教、 環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運営主体:愛知県行政書士会(所管):

行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実 施 主 体: 運営委員会が選任した手続実施者 c) 実 施 場 所: 名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館

d) 実 施 日:毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで (祝日・休日・年末・年始は休み)

- ●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。 (認証番号No.62)
- ●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
- ●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分